

平成 27 年 11 月 11 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

自転車の安全利用を促進する条例に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の意味

2 質問の要旨

1. 平成 24 年 4 月 1 日に鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例が施行されたが、努力規定ばかりで何故わざわざ条例制定がされたのか。市の見解は如何か。
2. 1 の条例についてどのような政策的効果があったと市は捉えているのか。
3. 1 に記述の通り、責務においても何ら義務づけもされていない努力規定ばかりだが、これでどのように市民、事業者に浸透されたのか。
実際の条例制定後の周知、浸透度はどうだったか。調査したか。
4. 道路交通法の改正により、自転車に係る項目、規則が強化されたが、上位にある法によって規定されたことで不要となった条文は何か。
5. 道路交通法に規定されているにも関わらず、重複して規定される条文は何か。
6. 万が一にも本条例が「廃止」された場合、市民生活や行政運営に大きな影響を及ぼすか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

- ㊦ (平成 27 年 11 月 18 日まで) ・ 無
(理由：条例の廃止を検討する為)